

## 【NCPR 修了認定者の皆様へ】eラーニングによる更新を可能とする特別措置終了のお知らせ

日本周産期・新生児医学会  
新生児蘇生法委員会

2023年5月8日に新型コロナウイルスが5類相当へ引き下げとなったことをうけ、既にお知らせしておりましたが、eラーニングで更新を可能とする特別措置は **2023年12月末までの有効期限の認定者で終了とする**ことが新生児蘇生法委員会の協議により決定いたしました。

特別措置の終了をもって、更新に際しては従来の「スキルアップコースの受講を必修」とする制度に戻ります。2024年1月以降の有効期限の方は受講機会がございましたらお早めにスキルアップコースを受講のうえ、更新お手続きをお取りくださいますようお願いいたします。

## 【特別措置対象者】※2023年5月現在

2023年12月末日までに有効期限を迎えるA・B・Jの修了認定者は、スキルアップコースを受講できない方に限り、eラーニング受講でも更新を可能といたします。また、期限が切れた後のスキルアップコース受講でも更新することができます。

※なお、eラーニング受講での更新を選択された場合は、**ご自身の認定の有効期限までにeラーニングの受講を終え**、事務局へ更新書類をご郵送ください。

## 【更新のための履修について】

## ①eラーニング受講（2023/12 末までの対象）

修了認定番号と登録のお名前でごログインし「資格更新のための学習をする」を選択してください。

※J認定をお持ちの方は「全ての修了認定者対象eラーニング」を選択してください。

※スキルアップコース受講済みの方も学習可能です。

## ②スキルアップコース受講

Sコースの開催についてはご自身の施設や近隣のインストラクターへご要望ください。

HPの開催予定情報は毎週月曜日に更新されます。地域、開催日、公募の有無で検索ができます。

※公募をしていないSコースでも定員に空きがあれば受講できる場合もございますので、更新のために受講したい旨を連絡先担当者までお伝えのうえ受講が可能かお問合せください。

## 【修了認定更新料お振込先・提出物・送付先】

ホームページの「各種手続きのご案内」→「認定を更新される方へ」をご参照ください。

## 【本件に関するお問い合わせ先】

新生児蘇生法普及事業事務局 電話:03-5228-2017 E-mail: info@ncpr.jp